

定期報告の対象となる建築物（建築基準法施行令第 16 条で定める建築物）

| 対象用途(※1) | 対象規模（下記のいずれかに該当するもの） | 報告時期 |
|---|--|--|
| 観覧場（屋外觀覧場を除く） 公会堂 集会場 | ① 当該用途（100 平方メートル以下のものを除く）が3階以上の階にあるもの ② 当該用途の客席の床面積の合計が200平方メートル以上のもの ③ 当該用途（100 平方メートル以下のものを除く）が地階にあるもの | 【令和8年度】 令和8年4月1日を始期として翌年の3月31日までとし、以後は前回報告した日から3年を超えない日まで |
| 劇場 映画館 演芸場 | ① 当該用途（100 平方メートル以下のものを除く）が3階以上の階にあるもの ② 当該用途の客席の床面積の合計が200平方メートル以上のもの ③ 当該用途（100 平方メートル以下のものを除く）が地階にあるもの ④ 主階が1階にないもの | |
| 百貨店 マーケット 展示場 キャバレー カフェー ナイトクラブ バー ダンスホール 遊技場 公衆浴場 待合 料理店 飲食店 物品販売業を営む店舗 | ① 当該用途（100 平方メートル以下のものを除く）が3階以上の階にあるもの ② 当該用途の床面積の合計が3000平方メートル以上のもの ② 2階にある当該用途の床面積の合計が500平方メートル以上のもの ③ 当該用途（100 平方メートル以下のものを除く）が地階にあるもの | |
| 病院 診療所(患者の収容施設があるもの) ホテル 旅館 | ① 当該用途（100 平方メートル以下のものを除く）が3階以上の階にあるもの ② 2階にある当該用途の床面積の合計が300平方メートル以上のもの(※2) ③ 当該用途（100 平方メートル以下のものを除く）が地階にあるもの | 【令和9年度】 令和9年4月1日を始期として翌年の3月31日までとし、以後は前回報告した日から3年を超えない日まで |

| 対象用途(※1) | 対象規模(下記のいずれかに該当するもの) | 報告時期 |
|---|--|---|
| <p>○共同住宅(サービス付き高齢者向け住宅に限る。)</p> <p>○寄宿舍(サービス付き高齢者向け住宅、認知症高齢者グループホーム、障害者グループホームに限る。)</p> <p>○以下の就寝の用に供する福祉施設</p> <ul style="list-style-type: none"> ・助産施設、乳児院、障害児入所施設 ・助産所 ・盲導犬訓練施設 ・救護施設、更生施設 ・老人短期入所施設(小規模多機能型居宅介護の事業所、看護小規模多機能型居宅介護の事業所を含む。)その他これに類するもの(宿泊サービスを提供する老人デイサービスセンターを含む。) ・養護老人ホーム、特別養護老ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム ・母子保健施設 ・障害者支援施設、福祉ホーム、障害福祉サービス(自立訓練又は就労移行支援を行う事業に限る。)を行う事業所 | <p>① 当該用途(100平方メートル以下のものを除く)が3階以上の階にあるもの</p> <p>② 2階にある当該用途の床面積の合計が300平方メートル以上のもの</p> <p>③ 当該用途(100平方メートル以下のものを除く)が地階にあるもの</p> | <p>【令和7年度】</p> <p>令和7年4月1日を始期として翌年の3月31日までとし、以後は前回報告した日から3年を超えない日まで</p> |
| <p>体育館(※3)</p> <p>博物館(※3)</p> <p>美術館(※3)</p> <p>図書館(※3)</p> <p>ポーリング場(※3)</p> <p>スキー場(※3)</p> <p>スケート場(※3)</p> <p>水泳場(※3)</p> <p>スポーツの練習場(※3)</p> | <p>① 当該用途(100平方メートル以下のものを除く)が3階以上の階にあるもの</p> <p>② 当該用途の床面積の合計が2,000平方メートル以上のもの</p> | |
| <p>※1 該当する用途部分が避難階のみにあるものは対象外</p> <p>※2 病院、診療所については、2階の部分に患者の収容施設がある場合に限る。</p> <p>※3 学校に付属するものを除く。</p> | | |